

奈良県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年二月四日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
平山歯科医院	生駒郡斑鳩町阿波三丁目一―二 七 法隆寺駅前ビル一階	令和六年十一月三十日
宮本歯科医院	橿原市久米町六〇〇―一	令和六年十一月三十日
スマイル薬局王寺店	北葛城郡王寺町王寺二丁目二―一 栄和ビル一〇三号	令和六年十一月三十日